

名古屋市長 御中

平成30年10月23日

審査請求人

名古屋市民オンブズマン

代表

新海

聡

審査請求書

次のとおり審査請求をする。

第1 審査請求の年月日 平成30年10月23日

第2 審査請求人の住所・氏名

住所：〒460-0002 名古屋市中区丸の内三丁目7番9号

チサンマンション丸の内第2 303号室

氏名：名古屋市民オンブズマン

代表 新海 聡

第3 審査請求に係る処分

処分庁 名古屋市長 河村たかし の平成30年8月31日付け
の審査請求人に対する行政文書一部公開決定処分（30市室秘第4
2号）

第4 審査請求に係る処分があったことを知った年月日

平成30年9月5日

第5 審査請求の趣旨及び理由

第3項記載の処分を取り消すとの決定を求める。

- 1 本件処分は、本件対象文書中、メモ内容が名古屋市情報公開条例第7条第1項第4号に定める「公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある」に

該当することを理由としている。

- 2 「公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」はないこと

そもそも本件文書は、市長が平成30年6月13日に文化庁を訪問した際に、市長自身が作成したメモである。従って、内容の記載にあっては、市長の主観が前提となっているものである。こうして見たとき、公開によって一体誰が「率直な意見の交換」を躊躇することになるか自体、理解に苦しむ。まず第一に、メモの公開によって市長が文化庁との意見交換に躊躇する、ということは、あり得ない。とりわけ文化庁の訪問については、市長はメディアに情報を発信し続けていることから、市長による「意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある」という主張も想定できない。また、市長が作成したメモが開示されたことによって、文化庁の職員が意思決定に付度を働かせることが生じることも想定できない。

- 3 議論が巻き起こることは好ましいこと

建築費用だけで総額505億円にも上る名古屋城天守閣木造化について、許認可権を持つ文化庁と名古屋市との打合せの情報が市民に開示されることで、市の計画への賛成者、反対者両者にとって、市民の間で活発な議論がされる資料となることが予想される。これは、名古屋城天守閣木造化が市長にとって、名古屋市の政策の大きな目標となっており、市政の争点となっている点に鑑みれば、市政にとっても歓迎すべきことである。一方、文化庁はすでに市民の間でも様々な意見のあることを前提として意思決定をしていくことは当然認識しているはずである。

かかる状況のもと、情報の開示によって、そこで巻き起こる市民の間での論争を想定して、市長が意見を述べることを躊躇すること

があったとすれば、市長の説明責任の放棄というほかなく、不開示によって守るべき利益とは到底言えない。また、市長メモの開示によって生じる市民の間での論争に配慮して、文化庁職員が意思決定について配慮することも到底考えられないことは先に述べたとおりである。

仮に本件決定が、このような市民的議論の発生を危惧したものであれば、行政に不都合な情報を隠蔽して市民を籠絡しようとする企てでしかない。しかし民主主義国家において、かかるプロセスはおおよそ行政に携わる機関が目指すべき手法ではない。

4 市長は「メモ」を記者に開示しようとしていたこと

平成30年6月18日に開催された、名古屋市長の定例記者会見中、被告河村たかし名古屋市長は記者から文化庁を訪問した際のことを聞かれ「それが一番初めで、もしよかったら、そのときの僕のメモがあるけど、まあええか。」と、メモの存在を明らかにした上で、記者に開示しようとしていた。これは市長自身、「公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」がないことを認めたに他ならない。

第6 実施機関による教示の有無及びその内容

「この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、名古屋市長に対して審査請求をすることができます。」との教示があった。

添付書類

- 1 代表者の資格を証明する書類
- 2 審査請求人の会則

- 3 平成30年8月31日30市室秘第42号行政文書一部公開決定通知書
- 4 「平成30年6月13日文化庁訪問時に市長が作成したメモ」(平成30年8月31日30市室秘第42号行政文書一部公開決定通知書に基づく開示書類)
- 5 平成30年6月18日 河村たかし名古屋市長定例記者会見
(名古屋市公式 web)